

感染症・食中毒予防及びまん延防止のための 指針

感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針

ヘルパーステーションPono

1 感染症・食中毒予防及びまん延防止に関する基本的考え方

ヘルパーステーションPono（以下事業者）は感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障害者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

2 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する事項

事業者は、感染症・食中毒の予防及びまん延防止の対策を検討するために「感染対策委員会」（以下委員会）を設置する。

（１）委員会の運営・責任者は管理者とし、感染症・食中毒予防及びまん延防止責任者、サービス提供責任者等で構成する。

また、必要に応じて第三者の助言を求められることとする。

（２）事業所での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

（３）委員会は概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催し、次のことを検討・協議する。

また、必要時には随時開催する。

①感染症・食中毒予防対策及び発生時の対策の立案

②指針・マニュアル等の作成

③感染・食中毒対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施

④利用者の感染症等の既往の把握

⑤利用者・職員の健康状態の把握

⑥感染症・食中毒等発生時の対応と報告

⑦感染症・食中毒対策実施状況の把握と評価

（４）委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

3 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

（１）感染症・食中毒予防及びまん延防止のための研修は、感染症・食中毒対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を以下の通りに実施する。

①全職員を対象に定期的な研修を年1回以上行う

②新規採用時に研修を実施する

③外部で実施されている研修会へ参加する

④研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を実施する

⑤実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

（２）研修内容は委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて必要に応じて内容を変更する。
また、研修は内部研修・外部研修を問わない。

（３）委員会の審議内容、感染症・食中毒予防及びまん延防止の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

4 事業所内で感染症・食中毒が発生した場合の報告方法等に関する基本方針

感染症・食中毒が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。
管理者は即時に委員会を招集し検討する。

5 感染症や食中毒の発生した場合の対応方法等に関する基本方針

(1) 感染症や食中毒（以下感染症等）が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

①職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者またはサービス提供責任者に報告する

②管理者またはサービス提供責任者は、職員から報告を受けた場合、事業所内の従業員に必要な指示を行う。

(2) 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応をする。

①発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと

③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。

(3) 感染症の発生状況に応じて、主治医、協力医療機関、保健所、指定権者（神戸市）その他関係機関と連携し、必要な報告及び指示に従い対応する。

6 その他感染症・食中毒予防及びまん延防止の推進のために必要な事項

(1) 平常時の対応

①事業所内の衛生管理として感染症・食中毒予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清掃保持に努める

②職員の標準的な感染対策として、職員は感染症・食中毒予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。

③職員の感染対策として、職員は利用者宅で介護する場合は感染対策として、以下の事項について徹底する。

ア、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用

イ、1 ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行う

ウ、食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、職員が食中毒病原体の媒介者とならないように注意を払う

エ、排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1 ケアごとに取り替える。また手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う

オ、膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う

力、血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する

(2) 日常の観察

職員は利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の調子・大きさ・食欲などについて日常から注意をして観察し、利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに主治医などに知らせる。

7 本指針の閲覧

「感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

また利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

令和4年1月1日制定

令和6年4月1日一部改正

令和8年7月1日一部改正